

半円状扁平打製石器の機能面について

2カ年にわたる調査において、本遺跡からは129点の礫石器が出土した。そのうちN群として分類した32点の半円状扁平打製石器、あるいは同器種に類似する形状・機能面を有する石器がある。

それらN群中には、半円状を呈するが器体の厚み、底辺のスリ幅等から半円状扁平打製石器の範疇に含むことがためらわれるものも少なからず存在するが、それらについて次の理由から別群とすることを疑問視した。即ち本群に分類した石器には、平面形が半円状を呈する礫を素材としている、あるいは周縁に剥離が連續して施され、半円状の形状を作出していると思われること。スリ面とそれを打面とした剥離が施されるM群3類と比較すると、本群には面積的に広い剥離が施され、さらに厚みのある器体であってもそれらの剥離により器体の厚みが減じられているものがある、ということである。これら3点の理由から典型的な半円状扁平打製石器と比較し、器体の厚みという点において若干の相違はみられるが、本器種の製作目的には半円状扁平打製石器の範疇に含まれると考えN群として一括して取り扱い、分類・細分した。

これまで本器種の機能及び用途については、種々の論考が述べられている。草間俊一氏は「いざれも刃をつけた後に打石器として用いた痕が磨滅痕として残っている点から考えると打石器として用いたもの」(註6)と述べ、一方、鈴木孝志氏は「何か擦りつぶすか擦り減らすかの機能を考えさせる」(註7)

とし、村越潔氏は「樹皮鞣し、植物性纖維製造具」を想定している(註8)。また、小笠原善範氏は、打ち欠きによる鋭利な刃部形成・使用辺に対し平行方向にある摩擦痕の一定性、摩擦痕幅の狭さから、鈴木氏の「何か擦りつぶすか擦り減らすかの機能」が適切であると報告している(註9)。また、山口義伸氏は、鈴木、村越両氏の見解に基き、石錐の出土量との相関から「漁網用の植物性纖維を製造する道具」としての可能性も想定している(註10)。これらから半円状扁平打製石器の機能面としては、直線状のスリ面を有する辺縁と捉える見解が多いようである。

この機能面と考えられるスリ面についてであるが、半円状扁平打製石器の機能面に残されるスリ面を概観すると面的に細く、同群の石器同志で比較した場合そのスリ面は、幾つかの類型に分けることが可能と思われるほどバリエーションに富む平面観を呈するように思われた。参考までに同じくスリ面を有するいわゆるスリ石の機能面を概観すると、スリ面の平面形状は概して、2本の直線が平行なほぼ同じようなスリ幅であり、石器底面の形状を反映する平面形状を描くものが多く、スリ石の用途としては堅果類等をすり潰す等に用いられたとするのが定説である。

半円状扁平打製石器とスリ石は、スリという同様の使用痕跡を残すが、その機能面の違いから使用の目的には違いがあると思われる。半円状扁平打製石器の用途については、明確な定説が確立されていない現状であるが、機能面の観察からその用途について一つの方向性を見いだすことが可能と考えた。

そこで本項ではまず、遺跡内出土の半円状扁平打製石器の機能面として考えられるスリ面の平面形状について傾向を捉えてみた。

スリ面の残存状況であるが、第III章に図示したN群について底辺にスリ面を有さない4類を除く1~3類の底面実測図のみを第109図に図示した。完形品については、底辺の端から端までスリ面を有するものと中央部付近にのみスリ面を有するもの、また逆に中央部にスリ面が残されないものの3パターンの様相を呈する。またスリ面の平面観についてであるが、1類は屈折した線を描き蛇行するような平面観を呈するスリ面である。2類・3類については、点数が少なく欠損品であるが、2類についてはほぼ平行な線を描き、3類については欠損品ではあるが残存する部位については、1類同様の屈折した線を描く。

これら機能面の平面観については、素材の形状に依存するところが大きく、本器種では底辺から施される剥離と、面的に擦られる行為が行われた結果機能面の平面観が左右されるものと思われる。これらの器體に施される剥離は、まず整形のための面積的に広い剥離が施された後、スリ面と切り合う比較的小さい剥離が施され、力の伝達方向に縦位に切り合うが生じる。この縦位に切り合う剥離が、本器種が使用された段階から切り合っていたものか、あるいは使用に伴い切り合っていったのかということは、利器として用いられた本器種の使用のされ方に関与してくるものと考えられる。面積的に広い剥離と比較的小さい剥離の新旧関係についてはすでに明らかであり、この新旧関係から使用された段階からか、使用に伴い切り合い関係を成していったものかを推察することは不可能であるため、機能面に残されるスリ痕と剥離の新旧関係から、これらの剥離が施された段階を探り機能面の形成について推察してみたい。

そこで底辺にスリ面が残されるもの31点のうち、底辺を打点とする剥離と底辺に残されるスリ面との新旧関係を観察した。

完形品の総点数18点中、12点についてはスリ面がいずれの剥離も切っている。残り6点については、部分的にスリ面が剥離により切られている。

欠損品15点については、スリ面がいずれの剥離も切っているものが12点、ほとんどの剥離がスリ面を切っているものが1点、剥離が部分的にスリ面を切っているものが2点である。点数33点のうち、スリ面が剥離を切っているものが25点、殆どの剥離がスリ面を切っているものが1点、部分的にスリ面が剥離により切られているものが6点であった。剥離とスリ面の新旧関係について、第III章に図示した本群で剥離がスリ面を切っているものを表したもののが第110図である。

第110図から、スリ面を切る剥離は、必ずしもある決まった部位にあるわけではなく、個々の石器により剥離を有する位置に違いがみられる。これらの剥離の状況であるが、6を除きいずれもスリ面を切る剥離が切り合うことのない単発の剥離である。7は、底辺中央部に残されるスリ面（Aとする）を切る剥離（aとする）を有するが、隣接する剥離（bとする）により切られている。さらに、bとその他の剥離の打点は、中央部から端にかけて施されるスリ面（Bとする）により切られている。5に施される剥離を除いては器體中央付近まで及ぶ剥離ではなく、スリ面の厚さを大きく減じることのない比較的小さい剥離である。

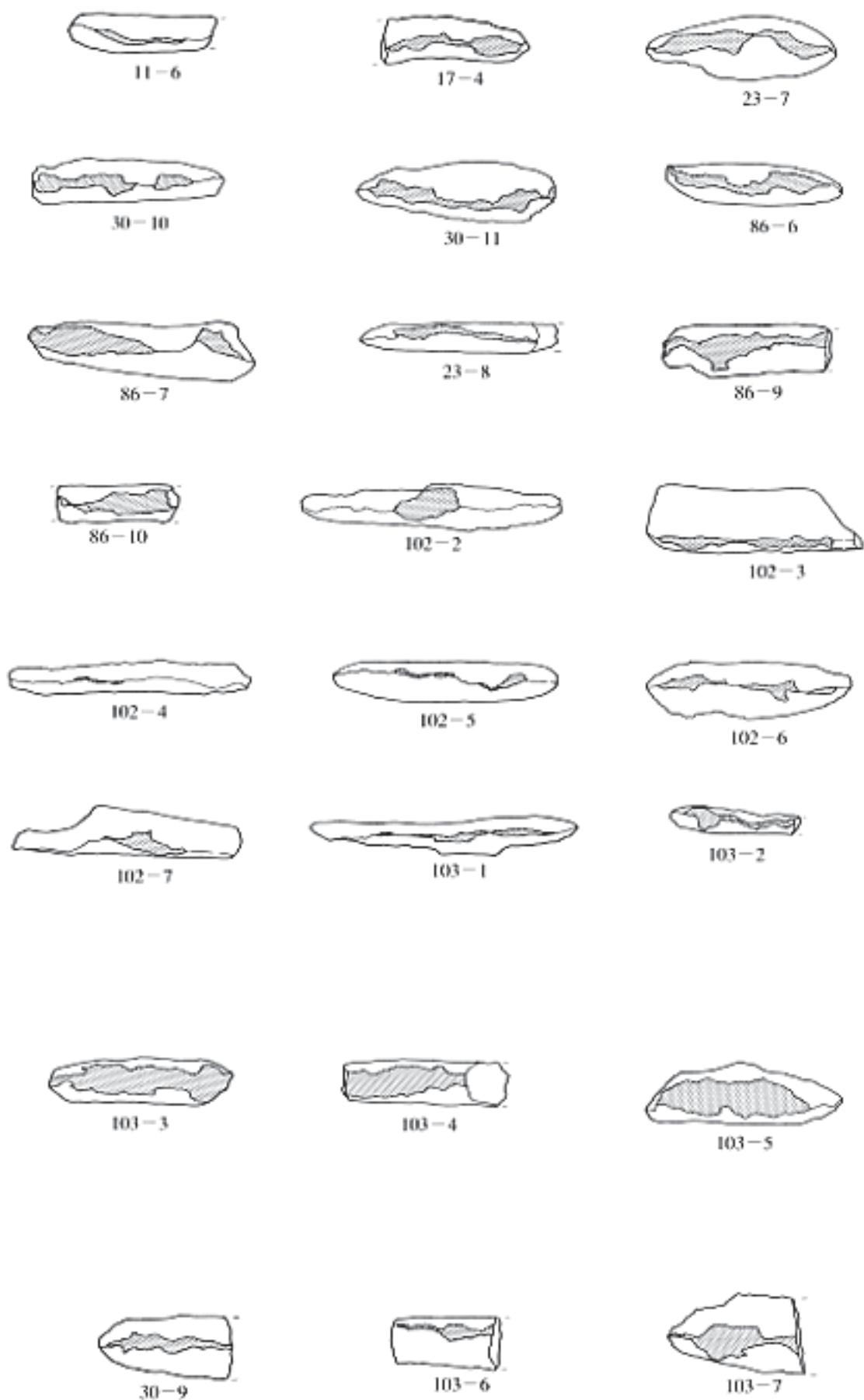
これらの剥離の生成要因として、アクシデントナルな要因による場合を除くと、本器種が利器として底面を機能面とした際に、何か対象物をたたき潰す等の使用の結果による剥離であることが考えられる。

本器種の底辺には敲打が行われた痕跡を看取することができない。またスリ面が剥離を切っているもの、剥離がスリ面を切っているものを比較すると、その割合は前者の方が多い。また、第110図7については、底辺中央部に残されるスリ面（先出A）を切る剥離（a）を有するが、aと底辺に施される剥離（b）の打点は、スリ面（B）により切られている。このことから、A→a→b→Bの関係となる。

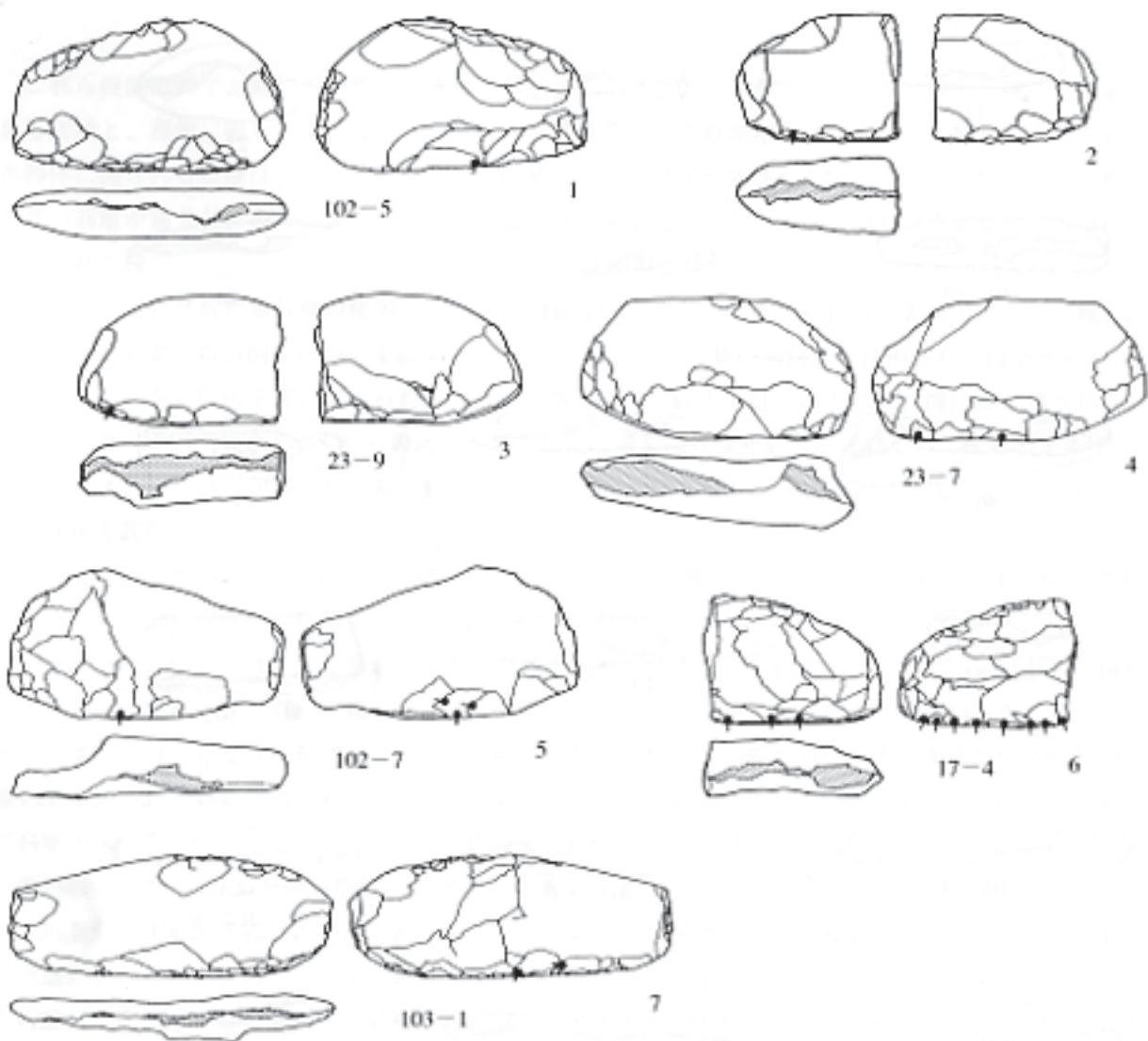
これらを踏まえると、本石器の使われ方は、スリ痕を生じさせる使用であり、剥離が生じる程の衝撃が加えられる使用のされ方は該石器の恒常的な使用方法ではなく、一時的に敲打を行う道具の代用として使用されたか、あるいは本石器を用いた一連の作業工程の中に、敲打を行う作業が1工程含まれた後に、再び擦りの作業が行われたことも想定される。

しかし、ほとんどの剥離がスリ面を切る第110図6の存在を無視できず、これらのスリ面を切る剥離の生成要因が、一概に対象物をたたき潰す等の使用の結果による剥離の可能性だけとは考え難い。

今一度第110図6について記述すると、本器種の作業が擦るという行為にウェイトが置かれていたと



第109図 スリ面残存状況



考えられ、本石器もスリ面を有することから主たる使用のされ方が擦るという行為にあったと考えられる。スリ面を打点として施される剥離は散発的な剥離ではなく連続する剥離であり、打点には敲打痕が観察されないことから敲打作業により生成された剥離とは考えられない。これらのことから第110図6のスリ面を切る剥離について、敲打によらない剥離と思われるため機能面を上として施される剥離と考えられる。直接あるいは間接的な打撃による剥離である場合は、意図的な剥離であることが考えられ、このことは剥離により機能面に加工または再加工を施すことを伺わせる。

しかしながら、これらスリ面を切る剥離が先に述べたように器体の厚みを大きく減じ得る程ではない小さい剥離であること、これら小剥離が施される（あるいは生じる）以前のスリ面の状況を知り得る術がないことを併せみると、さらなる考察が必要である。

本稿で取り上げた分析結果では、本遺跡出土資料に残される幾つかの情報を一部ではあるが分析した結果、想定可能と思われる本器種を利用した作業時の敲打が行われた可能性、機能面の再生の可能性を記述した。しかしわゆる敲打痕は、敲打行為が連続して行われた結果残される痕跡であることから、一度の加撃により剥離が施される可能性、また敲打を行った際の対象物の如何によりそこに残される痕跡の程度に差異が生じることも想定可能と思われることから、これについてはさらに見識を深め、且つ、今後の資料の増加を待ち再度稿を起こしてみたい。

註 6 草間俊一 1958 「岩手県田代遺跡調査報告」『岩手大学学芸学部研究年報』13

註 7 鈴木孝志 1958 「岩手県岩手郡松尾村水切場遺跡調査概報」『上代文化』28

註 8 村越 潔 1976 「円筒土器に伴う特殊な石器」『東北考古学の諸問題』

註 9 青森県教育委員会 1978 『熊沢遺跡』

註 10 青森県教育委員会 1990 『杢沢遺跡』

搬入礫について

柱状節理による棒状で、平面形断面形が四角・多角形を呈する搬入礫が8点出土した。

石質はすべて石英安山岩である。8点とも遺構外からの出土であり、出土層位は、I層2点、IIb層1点、III層2点、撓乱からの出土3点である。8点のうち、破碎片が3点、5点は長さ14cm～27cmで比較的残存状況が良好である。(これら残存状況の良好なものについては、以下便宜上、完形品とする) 本石器に看取される人的行為が加えられたと思われる痕跡について挙げてみる。主な痕跡は剥離である。破碎片2点を除く6点について剥離が1側辺に連続して施されるが、すべての稜に対して剥離が施されるものではない。また、剥離は素材の平面形状を変え得るものではなく、断面の厚さを減じる効果は得られていないことから、整形、刃部作出の意図を推し量ることは難しい。その他の各痕跡について、第30図1がスリ面と擦痕を有し、敲打・凹みを有する。これらの痕跡と剥離の相互の切り合い関係については、剥離はスリ面に切られ、スリ面は敲打・凹みにより切られている。礫面が若干摩耗していること、スリ面を有することにより他の7点と比較し丸みを帯びているが、本石材を用いた敲磨器類よりは転礫時代の影響は非常に少ないと推測することは難くない。その他の完形品4点については1点についてのみ部分的なスリ面と凹みが看取されるだけである。他の3点の破碎片について、現存するそれらの表面は礫面のままであり、本群を通してのスリ・敲打・凹みの各痕跡が少ないとから主な使用目的として利器としての利用法は想定し難い。

先述のように本石器群の石質は柱状節理の石英安山岩である。石英安山岩は、第V章第2節1で述べたように本遺跡が立地する八甲田火山性台地に分布し、現在筆者の知り得る限りでは堤川流域の下湯温泉付近において、転礫の影響を強く受けて角が取れた河原石状態の本石材の採取が可能である。

しかし、本石器の稜は角張っており、本石材の原産地、またはそれに限りなく近い地点での採取であることは、容易に推測できる。現在確認される本石材の原産地を求める場合、八甲田山系城ヶ倉がその産地である。(註11) 参考までに本遺跡と城ヶ倉とは直線距離にすると約13kmの距離である。

仮に本石材が城ヶ倉より搬入されたとした場合、本遺跡から城ヶ倉までの現在のルートは山地である。当時の人間の移動経路を伺い知ることは困難であるが、徒歩による移動は相当な困難が予想される。仮に高低差の少ないとされる河川沿いの移動を想定しても移動経路は必然的に堤川上流(通称荒川)経由に限定され移動距離には格段の差が生じる。いずれにしても本石材を携えての移動となると多大な労力が伴うことは容易に想定することができる。

前述のように、主に利器として利用された痕跡が少ないと、さらに多大な労働力を消費しながら搬入したと思われる本石材の使用法であるが、報告例が少ないと現段階では仮定の域を脱することはないと、何らかの想定が許されるのであれば、前2項と本石器の形状と時間的変遷を加味すると、石棒の原材料としての搬入の想定が可能かも知れない。あるいは石棒祭祀開始時期についての時間的遡上の想定が可能であろう。

(沼宮内陽一郎)

註 11 調査員 工藤一彌氏のご教示による。